令和7年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：　裁判所　　令和8年10月30日公表

Ⅴ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況
配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

○　男女別の育児休業取得率

	男性			女性		
	令和7年度の実績			令和7年度の実績		
	当該年度に子が生まれた職員数（A）	新規取得者数（B）	取得率（B/A）	当該年度に子が生まれた職員数（C）	新規取得者数（D）	取得率（D/C）
裁判官	58	37	63.8%	33	33	100.0%
一般職（常勤）	204	213	104.4%	307	299	97.4%
一般職（非常勤）	1	0	0.0%	1	1	100.0%
全体	263	250	95.1%	341	333	97.7%

※　「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数をいう。
※　「当該年度に子が生まれた職員数」とは、男性職員は育児休業の対象職員であって、当該年度に配偶者が出産した職員、女性職員は育児休業の対象職員であって、当該年度に出産した職員をいう。
※　「取得率」とは、「当該年度に子が生まれた職員数」に対する「新規取得者数（当該年度中に新たに育児休業を取得した者（過去3年以内に取得可能となった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

○ 育児休業取得期間の分布状況（男性）（上段：人数、下段：割合）

令和7年度	1週間未満	1週間以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
裁判官	0	0	13	14	5	2	2	1	0
	0.0%	0.0%	35.1%	37.8%	13.5%	5.4%	5.4%	2.7%	0.0%
一般職 （常勤）	1	4	35	49	48	18	48	8	2
	0.5%	1.9%	16.4%	23.0%	22.5%	8.5%	22.5%	3.8%	0.9%
一般職 （非常勤）	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	－
全体	1	4	48	63	53	20	50	9	2
	0.4%	1.6%	19.2%	25.2%	21.2%	8.0%	20.0%	3.6%	0.8%

○ 育児休業取得期間の分布状況（女性）（上段：人数、下段：割合）

令和7年度	1週間未満	1週間以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
裁判官	0	1	1	0	1	4	11	14	1
	0.0%	3.0%	3.0%	0.0%	3.0%	12.1%	33.3%	42.4%	3.0%
一般職 （常勤）	0	0	0	0	5	21	90	128	55
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	7.0%	30.1%	42.8%	18.4%
一般職 （非常勤）	0	0	0	0	1	0	0	0	－
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	－
全体	0	1	1	0	7	25	101	142	56
	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	2.1%	7.5%	30.3%	42.6%	16.8%

○ 配偶者出産休暇取得率

	令和7年度の実績		
	配偶者出産休暇を取得可能な職員数（A）	新規取得者数（B）	取得率（B/A）
全体	263	241	91.6%

※ 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに配偶者出産休暇を取得した人数をいう。

○ 育児参加休暇取得率

	令和7年度の実績		
	育児参加休暇を取得可能な職員数（A）	新規取得者数（B）	取得率（B/A）
全体	263	228	86.7%

※ 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児参加休暇を取得した人数をいう。
※ 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児参加休暇の取得が可能となった職員数」に対する「新規取得者数（当該年度中に新たに育児参加休暇を取得した人数（前年度に育児参加休暇を取得可能になった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

○ 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計取得日数の分布状況（5日以上の取得率）

	令和7年度の実績		
	配偶者出産休暇及び育児参加休暇を取得可能な職員数（A）	（5日以上）新規取得者数（B）	（5日以上）取得率（B/A）
全体	263	204	77.6%

※ 「新規取得者数」とは、当該年度中に配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計5日以上の取得を満たした人数をいう。
※ 「取得率」とは、「当該年度中に新たに配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得が可能となった職員数」に対する「新規取得者数（当該年度中に新たに配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計5日以上の取得を満たした人数（前年度に配偶者出産休暇及び育児参加休暇を取得可能になった職員数を含む。））」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。